

建設分野特定技能協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、建設分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 特定技能所属機関等に対する法令順守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 八 建設分野における生産性の向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発
- 九 その他、第2条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 特定技能外国人受入事業実施法人
- 二 警察庁
- 三 法務省
- 四 外務省
- 五 厚生労働省
- 六 国土交通省

2. 構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

(協議会の招集)

第5条 協議会の招集は、事務局が行う。

- 2 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。
- 3 協議会は、事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。
- 4 協議会は、第3条第七号に規定する自粛要請その他事務局が特に必要と認める事項に関して、事務局により発議された決議案を、構成員による全会一致によって決議することができる。

(事務局)

第6条 協議会及び運営委員会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が行う。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

- 2 協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 (令和4年9月16日)

この規約は、令和4年9月16日より施行する。